(昭和49年3月29日)

(大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)

(最終改正平成24年2月17日)

工場立地法(昭和34年法律第24号)第四条第一項、第六条第一項及び第二項(第七条第二項及び第八条 第二項において準用する場合を含む。)、第七条第一項、第八条第一項並びに工場立地の調査等に関す る法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第三条第一項の規定に基づき、並びに工場立 地法を実施するため、工場立地法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。) において使用する用語の例による。

(生産施設)

- 第二条 法第四条第一項第一号の生産施設は、次の各号に掲げる施設(地下に設置されるものを除く。) とする。
  - 一 製造業における物品の製造工程(加工修理工程を含む。)、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置(次号において「製造工程等形成施設」という。)が設置される建築物
  - 二 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの(製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。)

(緑地)

- 第三条 法第四条第一項第一号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。)に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。)とする。
  - 一 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
  - 二 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

(緑地以外の環境施設)

- 第四条 法第四条第一項第一号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる土地又は 施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの とする。
  - 一 次に掲げる施設の用に供する区画された土地 (緑地と重複する部分を除く。)
    - イ 噴水、水流、池その他の修景施設
    - 口 屋外運動場
    - ハ広場
    - 二 屋内運動施設
    - 木 教養文化施設

- へ 雨水浸透施設
- ト 太陽光発電施設(第二条に規定する生産施設に該当するものを除く。次号において同じ。)
- チ イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与すること が特に認められるもの
- 二 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの(緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。)

#### 第五条 削除

(特定工場の新設等の届出)

- 第六条 法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第三条第一項の規定による届出(以下「新設等の届出」という。)をしようとする者は、当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては、当該特定工場の設置の場所を管轄する市長)に、様式第一(特定工場の設置の場所が指定地区に属するときは、様式第二)による届出書を1部提出しなければならない。
- 2 法第六条第二項(法第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める書類は、次の各号(当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合にあつては、第一号から第五号まで及び第八号)に掲げるものとする。
  - ー 次に掲げる事項を記載した当該特定工場の事業概要説明書
    - イ 生産の開始の時期並びに生産数量及び生産能力
    - ロ 工業用水及び電力の使用量
    - ハ 従業員数
  - 二 生産施設、緑地、環境施設その他の主要施設の配置図
  - 三 当該特定工場の用に供する土地及びその周辺の土地の利用状況を説明した書類
  - 四 工業団地内の工場敷地、次条の施設、公共道路その他の主要施設の配置図(工業団地に当該特定 工場の新設等が行われる場合であつて法第八条第一項の規定による届出以外の新設等の届出をす る場合に限る。)
  - 五 隣接緑地等における環境施設の配置図(工業集合地に当該特定工場の新設等が行われる場合であって法第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合に限る。)
  - 六 汚染物質の発生経路及び汚染物質の処理工程を示す図面
  - 七 工場立地に伴う公害の防止に関する調査の対象となつた物質であつて別表第一及び別表第二に 掲げる物質以外のもののうち指定地区ごとに経済産業大臣及び環境大臣が定めるものの最大排出 予定量に関する事項を説明した書類
  - 八 当該特定工場の新設等のための工事の日程を説明した書類
- 3 法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る特定工場の新設等の届出の際に添付した前項の書類であつて最終のものに示した事項について変更がない場合には、当該書類に相当する書類の添付を省略することができる。

### (工業団地共通施設)

第七条 法第六条第一項第五号の緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設(以下「工業団地共通

施設」という。)は、工業団地内の次の各号に掲げる施設(工業団地に設置される工場又は事業場の敷地内にあるものを除く。)とする。

- ー 緑地及び緑地以外の環境施設
- 二 排水施設、工業団地管理事務所、集会所、駐車場その他これらに類する施設の敷地

(汚染物質)

第八条 法第六条第一項第六号に規定する汚染物質のうち、大気に係るものは別表第一に掲げる物質とし、水質に係るものは別表第二に掲げる物質とする。

(軽微な変更)

- 第九条 法第七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
  - 一 法第六条第一項第五号の事項に係る変更を伴わない当該特定工場の建築面積の変更
  - 二 特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であつて、当該修繕に伴い増加する面積の 合計が30平方メートル未満のもの
  - 三 特定工場に係る生産施設の撤去
  - 四 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
  - 五 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であつて、当該移設によりそれぞれの面積の 減少を伴わないもの(周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)
  - 六 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であつて、当該削減によつて減少する面積の合計が10平方メートル以下のもの(保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。)

(氏名等の変更の届出)

- 第十条 法第十二条の規定による届出は、様式第三による届出書によつてしなければならない。
- 2 第六条第一項の規定は、前項の届出の場合に準用する。

(承継の届出)

第十一条 法第十三条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書によつてしなければならない。 2 第六条第一項の規定は、前項の届出の場合に準用する。

(条例等に係る適用除外)

第十二条 前二条の規定は、都道府県(特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては、市) の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附則抄

- 1 この省令は、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和49年3月31日) から施行する。
- 2 工場立地の調査等に関する法律施行規則(昭和36年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省 令第1号)は、廃止する。

附 則 (昭和53年7月5日大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第2号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和56年3月30日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第2号) この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(昭 和56年4月1日)から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第1号) この省令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月22日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第2号) この省令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月26日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第1号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年8月31日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第1号)

- 1 この省令は、工場立地法施行令の一部を改正する政令(平成4年政令第269号)の施行の日(平成4年9 月1日)から施行する。
- 2 この省令の施行前に改正前の工場立地法施行規則第六条第一項、第十条第二項又は第十一条第二項 の規定により別表第二の一の項から七の項の中欄に掲げる者に提出された届出書については、なお従 前の例による。

附 則(平成6年12月26日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第2号) この省令は、平成7年1月1日から施行する。ただし、様式第一から様式第四までの改正規定の適用 に関しては、平成7年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成10年1月12日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第1号) この省令は、工場立地法の一部を改正する法律の施行の日(平成10年1月31日)から施行する。

附 則 (平成10年1月13日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第1号) この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月19日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第5号) この省令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月30日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則(平成24年2月17日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号) この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成24年4月1日)から施行する。

### 別表第一(第六条、第八条関係)

(昭56蔵厚農水通産運令2・一部改正、平10蔵厚農水通産運令1・旧別表第3繰上)

- 一 いおう酸化物
- 二 窒素酸化物
- 三 ばいじん
- 四 カドミウム及びその化合物
- 五 塩素及び塩化水素
- 六 ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素
- 七 鉛及びその化合物
- ハ 粉じん

# 別表第二(第六条、第八条関係)

(昭56蔵厚農水通産運令2・一部改正、平10蔵厚農水通産運令1・旧別表第4繰上)

- 一 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量として表示される有機性物質
- 二 浮遊物質
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質
- 四 カドミウム及びその化合物
- 五 シアン化合物
- 六 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- 七 鉛及びその化合物
- 八 六価クロム化合物
- 九 ひ素及びその化合物
- 十 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- ーー 水素イオン
- ーニ フェノール類
- 一三 銅
- 一四 亜鉛
- 一五 溶解性鉄
- 一六 溶解性マンガン
- 一七 クロム
- 一八 ふつ素
- 一九 大腸菌群

# 様式 [略]